

海面漁業権の免許内容

平成25年9月1日免許予定

宮崎県農政水産部水産政策課
漁業・資源管理室

共同漁業権

共同漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第1号	第1種 共同漁業	あわび いがい かき さざえ とこぶし いせえび うに たこ てんぐさ とさかのり ひじき ふのり	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町地先	次の基点第301号、イ、ロ、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第301号 大分県、宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福岡陸岸 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ロ 基点第302号から98度4,550メートルの点		延岡市 北浦町
	第2種 共同漁業	雑魚 小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第2号	第1種 共同漁業	あさり あわび いがい かき さざえ とこぶし ばい ばかがい いせえび うに かめのて	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町地先	次の基点第305号、基点第304号、基点第303号、基点第302号、基点第301号、イ、ロ、ハ、基点第307号及び基点第308号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点第309号と基点第310号を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福岡陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛		延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第3号	第2種 共同漁業	たこ	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町地先 (浦尻湾)	延岡市神戸町火打崎工ボシバエ 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との 接点 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部 イ 基点第302号から98度4,550メートルの点 ロ 基点第306号から135度1,000メートルの点 ハ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点		延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町
		なまこ					
		ほや					
		おごのり					
		てんぐさ					
		とさかのり					
		ひじき					
		ふのり					
		わかめ					
		雑魚小型定置網					
漁業							
磯建網漁業							
雑かご漁業							
共第4号	第1種 共同漁業	あわび	1月1日から 12月31日まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘地先	次の基点第308号、基点第307号、イ、ロ、ハ及び基点第312号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによりつて囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎工ボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘	
		いがい					
		こたまがい					
		さざえ					
		とこぶし					
		はまぐり					
		いせえび					
		うに					
		かめのて					
		たこ					
なまこ							
あおさ							
					日本測地系 北緯32度32分50.301秒、東経131度41分13.573秒 世界測地系		

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第5号	第2種 共同漁業	てんぐさ	1月1日から 12月31日まで	延岡市 緑ヶ丘地先	北緯32度33分2.612秒,東経131度41分4.906秒 イ 基点第308号から基点307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ロ 基点第311号から95度1.400メートルの点 ハ 基点第312号から90度2.200メートルの点		
		ふのり					
		雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第5号	第1種 共同漁業	かき	1月1日から 12月31日まで	延岡市 緑ヶ丘地先	次の基点第312号、イ、ロ及び基点313号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 日本測地系 北緯32度32分50.301秒,東経131度41分13.573秒 世界測地系 北緯32度33分2.612秒,東経131度41分4.906秒 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱 日本測地系 北緯32度32分23.590秒,東経131度41分8.070秒 世界測地系 北緯32度32分35.904秒,東経131度40分59.405秒 イ 基点第312号から 90度2.200メートルの点 ロ 基点第313号から100度1.500メートルの点		延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘 土々呂町 榊津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町
		ばい					
		いせえび たこ					
共第5号	第2種 共同漁業	磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 土々呂町 榊津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	次の基点第313号、イ、ロ、ハ、基点第315号及び基点第316号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第317号、二、ホ、ハ及び基点第318号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱 日本測地系 北緯32度32分23.590秒,東経131度41分8.070秒 世界測地系 北緯32度32分35.904秒,東経131度40分59.405秒 イ 基点第312号から 90度2.200メートルの点 ロ 基点第313号から100度1.500メートルの点		延岡市 土々呂町 榊津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町
		雑かご漁業					
		あかがい あさり あわび いがい かき さざえ とこぶし ばい いせえび うに えさむし					
共第6号	第1種 共同漁業	あかがい	1月1日から 12月31日まで	延岡市 土々呂町 榊津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	次の基点第313号、イ、ロ、ハ、基点第315号及び基点第316号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第317号、二、ホ、ハ及び基点第318号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱 日本測地系 北緯32度32分23.590秒,東経131度41分8.070秒 世界測地系 北緯32度32分35.904秒,東経131度40分59.405秒 イ 基点第312号から 90度2.200メートルの点 ロ 基点第313号から100度1.500メートルの点		延岡市 土々呂町 榊津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町
		あさり					
		あわび いがい かき さざえ とこぶし ばい いせえび うに えさむし					

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
	第2種 共同漁業	たこ			東臼杵郡門川町地先麦バエ		
		なまこ					
共第7号	第1種 共同漁業	おごのり	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡 門川町地先	基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 日本測地系 北緯32度31分35.102秒、東経131度41分5.654秒 世界測地系 北緯32度31分47.420秒、東経131度40分56.990秒 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱 日本測地系 北緯32度30分53.158秒、東経131度41分23.985秒 世界測地系 北緯32度31分5.480秒、東経131度41分15.320秒 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ロ 基点第314号から90度 1,000メートルの点 ハ 基点第315号から90度 1,000メートルの点 ニ 基点第317号から71度38分 749メートルの点 ホ 基点第318号から58度 750メートルの点 ヘ 基点第318号から90度 470メートルの点 次の基点第316号、基点第315号、イ、ロ、ハ、基点第320号、 基点第321号及び基点322号の各点を順次に直線で結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先枇杷島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ礮灯台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平磯南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端 イ 基点第315号から90度1,000メートルの点 ロ 基点第319号から90度1,000メートルの点 ハ 基点第320号から96度3,300メートルの点	東臼杵郡 門川町	
		あさり					
		あわび					
		いがい					
		かき					
		さざえ					
		とこぶし					
		ばい					
		はまぐり					
		いせえび					
うに							
たこ							
なまこ							
おごのり							

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第8号	第2種 共同漁業	てんぐさ	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡門川町 日向市 大字細島 大字日知屋地 先	次の基点第320号、イ、ロ、ハ及び基点第320号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ簞灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点 ロ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 ハ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点		東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋
		とさかのり					
		ひじき					
共第9号	第1種 共同漁業	あわび	1月1日から 12月31日まで	日向市地先	次の基点第325号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第329号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ簞灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁		日向市
		いがい					
		かき					
		さざえ					
		とこぶし					
		ばい					
		はまぐり (貝殻を含む)					
		いせえび					
		うに					
		かめのて					

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第10号	第2種 共同漁業	たこ なまこ 雑魚 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			漁場の区域		
	第1種 共同漁業	あわび かき さざえ とこぶし ばい はまぐり いせえび うに えさむし たこ あおさ	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 都農町地先	基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と 日向市細島灯台見通し線との交点 ロ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と 0号と日向市細島灯台見通し線との交点 ハ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 ニ 基点第326号から135度1,000メートルの点 ホ 基点第327号から120度1,000メートルの点 ヘ 基点第328号から117度 800メートルの点 ト 基点第329号から117度2,500メートルの点 次の基点第329号、イ、ロ及び基点第330号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ロ 基点第330号から117度2,500メートルの点	児湯郡 都農町	
共第11号	第1種 共同漁業	あわび かき さざえ とこぶし ばい	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 川南町地先	次の基点第330号、イ、ロ及び基点第331号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点	児湯郡 川南町	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第12号	第2種共同漁業	はまぐり いせえび うに たこ なまこ てんぐさ	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 高鍋町地先	口 基点第331号から117度2.500メートルの点		児湯郡 川南町 高鍋町
	第1種共同漁業	機建網漁業 雑かご漁業 あわび かき うに なまこ てんぐさ					
共第13号	第1種共同漁業	あわび いがい かき さざえ とこぶし ばい はまぐり	1月1日から 12月31日まで	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海地先	<p>次の基点第331号、イ、ロ、ハ及び基点第333号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱</p> <p>日本測地系 北緯32度7分4.103秒、東経131度32分16.545秒</p> <p>世界測地系 北緯32度7分16.550秒、東経131度32分7.980秒</p> <p>イ 基点第331号から117度300メートルの点 ロ 基点第332号から117度700メートルの点 ハ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上（17度）、基点第333号から300メートルの点</p> <p>次の基点第334号、イ、ロ、ハ及び基点第336号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台</p>		宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第14号	第2種 共同漁業	いせえび うに かめので たこ なまこ かぎ いばらのり " " きり さんさい " "	1月1日から 12月31日まで	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井地先	基 点 第 336 号 宮 崎 市 、 日 南 市 界 陸 岸 イ 基 点 第 334 号 か ら 90 度 3 、 300 メ ー ト ル の 点 口 基 点 第 335 号 か ら 90 度 2 、 200 メ ー ト ル の 点 ハ 基 点 第 336 号 か ら 100 度 2 、 500 メ ー ト ル の 点		日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井
	第1種 共同漁業	あわび さざえ とこぶし ばい いせえび うに えさむし たこ きり さんさい てんぐさ とさかのり " "					
共第15号	第1種 共同漁業	あわび いがい かき さざえ " " " "	1月1日から 12月31日まで	日南市 大字風田 大字平野 油津	次の基 点第338号、イ、口、ハ及び基 点第340号の各点を順次に直 線で結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区 域。ただし、次の基点第341号、基 点第342号及び基点第343号 の各点を順次に直線で結んだ 線と最大高潮時海岸線とによ		日南市 油津 西町 春日町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第16号	第2種 共同漁業	とこぶし ばい はまぐり いせえび うに かめのて たこ きりんさい てんぐさ とさかのり わかめ 雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業		大字下方 大堂津地先	<p>って囲まれた区域を除く。</p> <p>基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯（日本測地系 北緯31度33分19.4秒，東経131度23分58.4秒 世界測地系 北緯31度33分32.025秒，東経131度23分49.960秒）から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ロ 基点第339号から 90度1,000メートルの点 ハ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点</p>		園田 材木町 岩崎 木山 瀬西 瀬貝 大字平野 大字風田 大字平山 梅ヶ浜 乙姫町 天福 大字隈谷 大字下方 大字上方 大堂津
	第1種 共同漁業	あわび いがい さざえ とこぶし ばい いせえび うに かめのて たこ きりんさい てんぐさ とさかのり かき 雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町地先	<p>次の基点順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第340号、イ、ロ、基点第345号及び基点第346号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ロ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点</p>	日南市 南郷町	

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第17号	第1種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業 あわび さざえ とこぶし ばい はまぐり いせえび うに たこ あまのり きりんざい てんぐさ ふのり	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字都井 大字大納 大字市木地先	次の基点第346号、基点第345号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ハ、ト、チ及び基点第353号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第344号 串間市大字市木地先島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標		串間市 大字都井 大字大納 大字市木
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			日本測地系 北緯31度22分42.290秒、東経131度16分48.172秒 世界測地系 北緯31度22分54.980秒、東経131度16分39.780秒 イ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 ロ 基点第347号から90度 500メートルの点 ハ 基点第348号から100度1,000メートルの点 ニ 基点第349号から90度1,200メートルの点 ホ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ハ 基点第351号から180度 500メートルの点 ト 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 チ 基点第353号から180度1,000メートルの点		

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第18号	第1種 共同漁業	あわび かき さざえ とこぶし ばい いせえび うに たこ てんぐさ	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松地先	次の基点第353号、イ、ロ、ハ及び基点第355号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第356号、基点第357号、基点第358号、二、ホ及び基点第359号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標銀		串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松
	第2種 共同漁業	雑魚 小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			<p>日本測地系 北緯31度22分42.290秒、東経131度16分48.172秒</p> <p>世界測地系 北緯31度22分54.980秒、東経131度16分39.780秒</p> <p>基点第354号 串間市大字崎田字屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点(日本測地系 北緯31度26分53秒、東経131度10分34秒 世界測地系 北緯31度27分5.661秒、東経131度10分25.626秒)から100度43分00秒3.127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分00秒132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分00秒76メートルの点 基点第359号 ホから351度32分00秒1.496メートルの点 イ 基点第353号から180度1.000メートルの点 ロ 基点第354号から180度1.000メートルの点 ハ 基点第355号から216度2.000メートルの点 ニ 基点第358号から170度30分00秒93メートルの点 ホ 二から260度23分00秒1.012メートルの点</p>		

区画漁業権

区画漁業権

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第1号	1-1A号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	延岡市北浦町及び宮野浦地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第101号から154度13分642メートルの点</p> <p>イ 基点第102号から236度55分242メートルの点</p> <p>ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点</p> <p>エ 基点第101号から130度24分819メートルの点</p> <p>基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり</p> <p>基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度42分 0.686秒、東経131度49分41.054秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度42分12.965秒、東経131度49分32.325秒</p> <p>基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度41分29.452秒、東経131度50分11.533秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度41分41.735秒、東経131度50分 2.802秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市北浦町
区第1号	1-1B号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市北浦町及び宮野浦地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第101号から186度26分604メートルの点</p> <p>イ 基点第102号から233度38分943メートルの点</p> <p>ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点</p> <p>エ 基点第101号から164度 595メートルの点</p> <p>基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり</p> <p>基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯</p> <p>基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市北浦町

公示 区第 番号	管理 番号	漁業 種類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の 位置	漁場の 区域	制限又は 条件	地元 地区
2号	2-1号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 北浦町 宮野浦 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第102号から203度 236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度 1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度26分118メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町
	2-2号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 北浦町 宮野浦 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第102号から212度52分 316メートルの点 イ 基点第102号から225度 8分1,034メートルの点 ウ 基点第102号から200度50分1,261メートルの点 エ 基点第102号から188度42分1,052メートルの点 オ 基点第102号から184度46分 473メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町
3号	3号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 北浦町 古江 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第101号から210度47分1,142メートルの点 イ 基点第102号から246度53分1,428メートルの点 ウ 基点第102号から240度11分1,528メートルの点 エ 基点第102号から233度13分1,208メートルの点 オ 基点第102号から242度44分1,072メートルの点 カ 基点第101号から195度 2分 940メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならない。	延岡市 北浦町

公示 区番 号	管理 番号	漁業 種類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の 位置	漁場の 区域	制限又は 条件	地元 地区
4 4号	4-1号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	延岡市 北浦町 古江阿 蘇地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第103号から24度38'00"メートルの点 イ 基点第103号から87度27'14"5"メートルの点 ウ 基点第103号から88度49'57"0"メートルの点 エ 基点第103号から55度19'68"5"メートルの点 オ 基点第103号から30度18'44"7"メートルの点 カ 基点第103号から33度29'40"9"メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上 日本測地系 北緯32度40分34.482秒, 東経131度48分35.927秒 世界測地系 北緯32度40分46.765秒, 東経131度48分27.202秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 北浦町
4 2号	4-2号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	延岡市 北浦町 古江阿 蘇地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第103号から220度10'00"メートルの点 イ 基点第103号から220度70'00"メートルの点 ウ 点イから343度30分37"0"メートルの点 エ 点アから343度30分37"0"メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 北浦町
5 5号	5-1号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日 から 12月31 日まで	延岡市 島浦町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ及び基点第104号、点ア、イ及び基点第105号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 ア 基点第104号から330度30'00"メートルの点 イ 基点第105号から0度30'00"メートルの点 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区	
	5-2号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	<p>基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 日本測地系 北緯32度40分0.236秒, 東経131度48分39.768秒 世界測地系 北緯32度40分12.523秒, 東経131度48分31.043秒</p> <p>基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 日本測地系 北緯32度40分14.041秒, 東経131度49分11.975秒 世界測地系 北緯32度40分26.328秒, 東経131度49分3.247秒</p> <p>基点第106号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 日本測地系 北緯32度40分7.826秒, 東経131度49分27.973秒 世界測地系 北緯32度40分20.115秒, 東経131度49分19.244秒</p> <p>基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩 日本測地系 北緯32度39分53.720秒, 東経131度50分0.309秒 世界測地系 北緯32度40分6.011秒, 東経131度49分51.578秒</p>	次に基点第105号、点ア、イ、ウ、基点第107号及び基点第106号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	延岡市 島浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	5-3号	第1種 区画漁業	あかもく養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	<p>漁場の区域</p> <p>次の基点第108号、基点第109号、基点第110号、基点第111号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端</p> <p>基点第109号 延岡市島浦町小島の北端</p> <p>基点第110号 延岡市島浦町小島の南端</p> <p>基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端</p> <p>基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり</p> <p>基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度40分 4.535秒、東経131度49分31.075秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度40分16.824秒、東経131度49分22.346秒</p> <p>基点第109号 延岡市島浦町小島の北端</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度40分 1.323秒、東経131度49分41.761秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度40分13.613秒、東経131度49分33.031秒</p> <p>基点第110号 延岡市島浦町小島の南端</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度39分59.963秒、東経131度49分42.230秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度40分12.253秒、東経131度49分33.500秒</p> <p>基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端</p> <p>日本測地系</p> <p>北緯32度39分56.974秒、東経131度49分43.717秒</p> <p>世界測地系</p> <p>北緯32度40分 9.264秒、東経131度49分34.987秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	5-4マ号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点 基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港墓ヶ谷外防波堤外端灯台 日本測地系 北緯32度39分55.812秒、東経131度48分35.314秒 世界測地系 北緯32度40分 8.100秒、東経131度48分26.590秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 5-4マ号に係る上記以外の制限又は条件については下記のとおり。 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町
	5-4A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業の区域以外はくろまぐろ小割式養殖業を除く）					

記

区第5号（管理番号：5-4マ号）に係る制限または条件

1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。
ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：方形
規格：80メートル×40メートル
台数：4台

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第6号	6-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろを 除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から 11度16分169メートルの点 イ 基点第113号から 12度53分262メートルの点 ウ 基点第113号から 334度 1分351メートルの点 エ 基点第113号から 317度 9分257メートルの点 オ 基点第113号から 341度52分159メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角 日本測地系 北緯32度39分23.708秒、東経131度48分46.724秒 世界測地系 北緯32度39分36.0秒、東経131度48分38.0秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町
	6-1B号	第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
区第6号	6-2号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろを 除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から 330度39分319メートルの点 イ 基点第113号から 326度25分401メートルの点 ウ 基点第113号から 319度59分461メートルの点 エ 基点第113号から 305度58分389メートルの点 オ 基点第113号から 317度 9分257メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町
	6-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろを 除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から 326度25分 89メートルの点 イ 基点第113号から 301度28分218メートルの点 ウ 基点第113号から 230度45分301メートルの点 エ 基点第113号から 197度32分156メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	6-4号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 地先	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度39分423メートルの点 エ 基点第113号から231度 5分304メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治港防波堤先端の西側角	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 島浦町
区第7号	7-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 熊野江 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第114号から278度30分147メートルの点 イ 基点第114号から222度30分215メートルの点 ウ 基点第114号から252度 525メートルの点 エ 基点第114号から303度30分608メートルの点 オ 基点第114号から318度30分452メートルの点 基点第114号の位置は次のとおり 基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端 日本測地系 北緯32度39分48.361秒、東経131度47分14.168秒 世界測地系 北緯32度40分 0.647秒、東経131度47分 5.452秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	7-2A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 須美江 町地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、基点第117号、点オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻 オ 基点第117号から 29度130メートルの点 カ 基点第115号から 245度220メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	7-2B号	第1種 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業			<p>基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり</p> <p>基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端</p> <p>日本測地系 北緯32度39分16.858秒、東経131度46分13.159秒</p> <p>世界測地系 北緯32度39分29.146秒、東経131度46分4.450秒</p> <p>基点第116号 延岡市須美江町アカズレ</p> <p>日本測地系 北緯32度39分2.675秒、東経131度45分57.532秒</p> <p>世界測地系 北緯32度39分14.964秒、東経131度45分48.825秒</p> <p>基点第117号 延岡市須美江町ナガバ工鼻</p> <p>日本測地系 北緯32度38分57.950秒、東経131度46分17.053秒</p> <p>世界測地系 北緯32度39分10.240秒、東経131度46分8.345秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江町
	7-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第118号から 8度49分206.2メートルの点</p> <p>イ 基点第118号から 17度 8分502.5メートルの点</p> <p>ウ 基点第118号から 44度39分538.5メートルの点</p> <p>エ 基点第118号から 67度51分282.8メートルの点</p> <p>基点第118号の位置は次のとおり</p> <p>基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端</p> <p>日本測地系 北緯32度38分34.943秒、東経131度46分15.620秒</p> <p>世界測地系 北緯32度38分47.235秒、東経131度46分6.912秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	7-4号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点 基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら礁北端 日本測地系 北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒 世界測地系 北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	7-5号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度48分1.104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1.208.3メートルの点 エ 基点第120号から 110度33分 860.2メートルの点 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端 日本測地系 北緯32度38分18.065秒, 東経131度46分55.560秒 世界測地系 北緯32度38分30.360秒, 東経131度46分46.849秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	7-6号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点 イ 基点第120号から 57度33分 733.7メートルの点 ウ 基点第120号から 128度54分1.188.1メートルの点 エ 基点第120号から 156度 7分 971.6メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
8号	7-7号	第1種 区画漁業	あわび・かき・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分520メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点 基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦港浦城防波堤灯台 日本測地系 北緯32度38分21.358秒, 東経131度46分4.210秒 世界測地系 北緯32度38分33.651秒, 東経131度45分55.504秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	8-1A号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の基点第124号、点ア、イ及び基点第123号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第124号 延岡市浦城町田村屋敷東の鼻に設置した標柱 ア 基点第124号から201度30分75メートルの点 イ 基点第123号から200度 73メートルの点 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第124号の位置は次のとおり 基点第124号 延岡市浦城町田村屋敷東の鼻に設置した標柱 日本測地系 北緯32度38分25.608秒, 東経131度45分40.144秒 世界測地系 北緯32度38分37.900秒, 東経131度45分31.440秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	8-1B号	第1種 区画漁業	かき・ほや垂下式養殖業					

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	8-2号	第1種 画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の基点第125号、点ア、イ及び基点第124号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端 ア 基点第125号から202度30分16メートルの点 イ 基点第124号から201度30分75メートルの点 基点第124号 延岡市浦城町田村屋敷東の鼻に設置した標 基点第125号の位置は次のとおり 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端 日本測地系 北緯32度38分22.292秒、東経131度45分44.136秒 世界測地系 北緯32度38分34.585秒、東経131度45分35.432秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	8-3A号	第1種 画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の基点第126号、点ア、基点第127号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 ア 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 日本測地系 北緯32度38分15.774秒、東経131度45分58.176秒 世界測地系 北緯32度38分28.068秒、東経131度45分49.471秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
	8-3B号	第1種 画漁業	あわび垂下 式養殖業			漁場の区域 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 日本測地系 北緯32度38分13.375秒、東経131度45分50.951秒 世界測地系 北緯32度38分25.669秒、東経131度45分42.247秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならぬ。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
8-4A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	漁場の区域 次の基点第128号、点ア、イ、ウ及び基点第129号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 ア 基点第128号から 0度 70メートルの点 イ 基点第128号から 320度 115メートルの点 ウ 基点第129号から 283度 65メートルの点 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端 基点第129号の位置は次のとおり 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端 日本測地系 北緯32度38分13.375秒、東経131度45分50.951秒 世界測地系 北緯32度38分25.669秒、東経131度45分42.247秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町	
								8-5号

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第9号	9号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町 地先	<p>世界測地系 北緯32度38分25.487秒、東経131度45分25.450秒</p> <p>次の基点第128号、点ア、イ及び基点第127号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 点ア 基点第128号から0度50メートルの点 点イ 基点第127号から0度100メートルの点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端 基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端</p> <p>日本測地系 北緯32度38分16.173秒、東経131度45分42.230秒</p> <p>世界測地系 北緯32度38分28.466秒、東経131度45分33.526秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない	延岡市 浦城町 安井町 須美江 熊野江 町
区第10号	10号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまごろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 土々呂 町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 基点第132号から304度50メートルの点 点イ 基点第132号から15度480メートルの点 点ウ 基点第132号から329度390メートルの点 点エ 基点第132号から292度200メートルの点 基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台</p> <p>日本測地系 北緯32度30分35.225秒、東経131度41分19.296秒</p> <p>世界測地系 北緯32度30分47.549秒、東経131度41分10.633秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 土々呂 町 松原町 妙見町 櫛津町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第11号	11号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くま ろまぐろ小割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 鯛名町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第135号から20度40メートルの点 エ 基点第134号から95度65メートルの点 基点第133号、基点第134号及び基点第135号の位置は次のとおり 基点第133号 延岡市鯛名町和田鼻東端 日本測地系 北緯32度30分37.882秒、東経131度41分47.381秒 世界測地系 北緯32度30分50.207秒、東経131度41分38.714秒 基点第134号 延岡市鯛名町サカキヶ浜東端 日本測地系 北緯32度30分28.439秒、東経131度41分49.180秒 世界測地系 北緯32度30分40.765秒、東経131度41分40.513秒 基点第135号 延岡市鯛名町エビス鼻北端 日本測地系 北緯32度30分28.231秒、東経131度41分57.782秒 世界測地系 北緯32度30分40.557秒、東経131度41分49.114秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 鯛名町
区第12号	12-1号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くま ろまぐろ小割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 鯛名町 地先	漁場の区域 次の基点第136号、点ア、イ及び基点第137号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した標銀 ア 基点第136号から91度86メートルの点 イ 基点第137号から91度62メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 赤水町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
						<p>基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標 点</p> <p>基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり</p> <p>基点第136号 延岡市鯛名町698番地稲荷鼻東端に設置した 標点</p> <p>[日本測地系 北緯32度30分26.140秒、東経131度42分5.298秒 世界測地系 北緯32度30分38.430秒、東経131度41分56.630秒]</p> <p>基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標 点</p> <p>[日本測地系 北緯32度30分15.883秒、東経131度42分 6.328秒 世界測地系 北緯32度30分28.210秒、東経131度41分57.660秒]</p>		
12-2号		第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く）	1月1日から 12月31日まで	延岡市 赤水町 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第138号から253度 25メートルの点</p> <p>イ 基点第138号から 40度 27メートルの点</p> <p>ウ 基点第138号から344度159メートルの点</p> <p>エ 基点第138号から307度207メートルの点</p> <p>オ 基点第139号から248度 33メートルの点</p> <p>カ 基点第139号から270度 18メートルの点</p> <p>基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり</p> <p>基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標点</p> <p>[日本測地系 北緯32度30分32.654秒、東経131度42分 6.489秒 世界測地系 北緯32度30分44.980秒、東経131度41分57.820秒]</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 赤水町

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	12-3号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	延岡市 赤水町 地先	<p>基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標</p> <p>日本測地系 北緯32度30分28.024秒, 東経131度42分10.529秒 世界測地系 北緯32度30分40.350秒, 東経131度42分1.860秒</p> <p>次の基点第141号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第141号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第141号 延岡市赤水町白浜千畳敷岩東側北端</p> <p>ア 基点第141号から 0度 100メートルの点</p> <p>イ 基点第140号から 53度42分119メートルの点</p> <p>ウ 基点第140号から 170度 188メートルの点</p> <p>エ 基点第140号から 159度45分223メートルの点</p> <p>オ 基点第140号から 105度30分225メートルの点</p> <p>基点第140号及び基点第141号の位置は次のとおり</p> <p>基点第140号 延岡市赤水町丸山東端</p> <p>日本測地系 北緯32度31分16.832秒, 東経131度42分10.859秒 世界測地系 北緯32度31分4.509秒, 東経131度42分19.529秒</p> <p>基点第141号 延岡市赤水町白浜千畳敷岩東側北端</p> <p>日本測地系 北緯32度31分11.719秒, 東経131度42分30.450秒 世界測地系 北緯32度30分59.395秒, 東経131度42分39.122秒</p>	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。	延岡市 赤水町

公示 番号	管理 番号	漁業種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
13 区 13号	13-1 号	第1種 区画 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	東白杵 郡門川 町大字 庵川地 先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東白杵郡門川町門川港浅海防波堤西灯台 日本測地系 北緯32度28分 3.373秒、東経131度40分39.797秒 世界測地系 北緯32度28分15.709秒、東経131度40分31.139秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東白杵郡 門川町
	13-2A 号	第1種 区画 業	魚類小割式 養殖業(く ろまぐろ小 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	東白杵 郡門川 町大字 庵川地 先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から70度30分1.125メートルの点 イ 点アから 10度30分571メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点 オ 点アから 105度 479メートルの点 カ 点アから 139度 346メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東白杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯 日本測地系 北緯32度28分 3.468秒、東経131度39分48.485秒 世界測地系 北緯32度28分15.801秒、東経131度39分39.831秒	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。	東白杵郡 門川町
	13-2B 号	第1種 区画 業	かき垂下式 養殖業				常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	13-3A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡 門川町 草加 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点 イ 基点第143号から 7度12分 953メートルの点 ウ 基点第143号から 9度 1,100メートルの点 エ 基点第143号から 25度 1,130メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	東臼杵郡 門川町
	13-3B号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業					
	13-4A号	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡 門川町 草加 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から43度30分450メートルの点 イ 基点第143号から357度550メートルの点 ウ 基点第143号から4度5分776メートルの点 エ 基点第143号から40度50分678メートルの点	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	東臼杵郡 門川町
	13-4B号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業					

公 示 番 号	管 理 番 号	漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件	地 元 地 区								
区 第 14 号	14-1 号	第 1 種 区 画 漁 業	魚 類 小 割 式 養 殖 業 (くろまぐろ小 割 式 養 殖 業 を 除 け)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 ま で	東 白 杵 郡 門 大 字 門 川 尾 末 地 先	次 の 点 ア、イ、ウ、エ 及 び 点 ア の 各 点 を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 ア 基 点 第 143 号 から 90 度 400 メートル の 点 イ 基 点 第 143 号 から 94 度 30 分 800 メートル の 点 ウ 点 イ から 42 度 230 メートル の 点 エ 点 ア から 42 度 230 メートル の 点 基 点 第 143 号 の 位 置 は 次 の と お り 基 点 第 143 号 東 白 杵 郡 門 川 町 門 川 漁 港 東 防 波 堤 標 識 灯	常 に 海 洋 環 境 の 保 全 に 配 慮 し、漁 場 区 域 内 を 効 率 的 に 利 用 し な け れ ば な ら ず	東 白 杵 郡 門 川 町								
									14-2A 号	第 1 種 区 画 漁 業	魚 類 小 割 式 養 殖 業 (くろまぐろ小 割 式 養 殖 業 を 除 け)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 ま で	東 白 杵 郡 門 大 字 門 川 尾 末 地 先	次 の 点 ア、イ、ウ、エ 及 び 点 ア の 各 点 を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 ア 基 点 第 144 号 から 149 度 220 メートル の 点 イ 基 点 第 144 号 から 76 度 350 メートル の 点 ウ 基 点 第 144 号 から 97 度 10 分 510 メートル の 点 エ 基 点 第 144 号 から 131 度 42 分 500 メートル の 点 基 点 第 144 号 の 位 置 は 次 の と お り 基 点 第 144 号 東 白 杵 郡 門 川 町 門 川 港 南 防 波 堤 灯 台 日本 測 地 系 北 緯 32 度 28 分 0.212 秒、東 経 131 度 39 分 49.749 秒 世 界 測 地 系 北 緯 32 度 28 分 12.545 秒、東 経 131 度 39 分 41.095 秒	常 に 海 洋 環 境 の 保 全 に 配 慮 し、漁 場 区 域 内 を 効 率 的 に 利 用 し な け れ ば な ら ず	東 白 杵 郡 門 川 町
									14-2B 号							
区 第 15 号	15-1A 号	第 1 種 区 画 漁 業	魚 類 小 割 式 養 殖 業 (くろまぐろ小 割 式 養 殖 業 を 除 け)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 ま で	日 向 市 大 字 日 知 屋 浦 地 先	次 の 基 点 第 145 号、点 ア、イ、ウ、エ 及 び 基 点 第 148 号 の 各 点 を 順 次 に 直 線 で 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 基 点 第 145 号 日 向 市 大 字 日 知 屋 字 畑 浦 ハ ゲ シ タ に 設 置 し た 標 柱 ア 基 点 第 145 号 から 185 度 40 メートル の 点 イ 基 点 第 146 号 から 185 度 118 メートル の 点 ウ 基 点 第 147 号 から 201 度 37 分 27 メートル の 点 エ 基 点 第 148 号 から 185 度 60 メートル の 点	常 に 海 洋 環 境 の 保 全 に 配 慮 し、漁 場 区 域 内 を 効 率 的 に 利 用 し な け れ ば な ら ず	日 向 市 大 字 日 知 屋								

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
	15-1B号	第1種漁区業	かき垂下式養殖業			<p>漁場の区域</p> <p>日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱</p> <p>基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱</p> <p>基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり</p> <p>基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱</p> <p>[日本測地系 北緯32度25分37.122秒、東経131度40分 3.509秒 世界測地系 北緯32度25分49.470秒、東経131度39分54.860秒]</p> <p>基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦小水浦に設置した標柱</p> <p>[日本測地系 北緯32度25分42.222秒、東経131度40分18.400秒 世界測地系 北緯32度25分54.570秒、東経131度40分 9.750秒]</p> <p>基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標柱</p> <p>[日本測地系 北緯32度25分38.341秒、東経131度40分31.721秒 世界測地系 北緯32度25分50.690秒、東経131度40分23.070秒]</p> <p>基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱</p> <p>[日本測地系 北緯32度25分38.100秒、東経131度40分43.312秒 世界測地系 北緯32度25分50.450秒、東経131度40分34.660秒]</p>	<p>制限又は条件</p> <p>常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならぬ。</p> <p>設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならぬ。</p>	

公示 番号	管理 番号	漁業種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第 16号	16-1A 号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(くろま ぐろ割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	市南 串間 大字 方ビレ ダ沖 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第149号から147度22分1.146メートルの点 イ 基点第149号から176度17分1.532メートルの点 ウ 基点第149号から190度29分1.245メートルの点 エ 基点第149号から199度3分1.356メートルの点 オ 基点第149号から215度9分1.229メートルの点 カ 基点第149号から203度13分345メートルの点 基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱 日本測地系 北緯31度26分20.771秒、東経131度13分1.956秒 世界測地系 北緯31度26分33.440秒、東経131度12分53.570秒	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならぬ。 常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電 灯その他照明等による標識を 設置し、維持管理しなければ ならない。	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田
	16-1B 号	第1種 区画漁 業	かき垂下式 養殖業					
	16-2 号	第1種 区画漁 業	魚類小割式 養殖業(くろま ぐろ割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	市南 串間 大字 方ビレ ダ沖 合	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第150号から272度7分2.540メートルの点 イ 基点第150号から255度7分3.494メートルの点 ウ 基点第150号から234度29分2.937メートルの点 エ 基点第150号から242度38分1.999メートルの点 オ 基点第150号から250度30分2.115メートルの点 カ 基点第150号から255度7分1.912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり 基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標柱 日本測地系 北緯31度24分50.084秒、東経131度14分29.328秒 世界測地系 北緯31度25分2.760秒、東経131度14分20.940秒	常に海洋環境の保全に配慮 し、漁場区域内を効率的に利 用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電 灯その他照明等による標識を 設置し、維持管理しなければ ならない。	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田

定置漁業權

定置漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第1号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市北浦町 古江字瀬平地 先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1,117メートルの点 ウ 基点第1号から 139度 2分 963メートルの点 エ 基点第1号から 56度10分 158メートルの点 基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子礁に設置した標 錕 〔日本測地系 北緯32度43分44.036秒, 東経131度52分45.084秒 世界測地系 北緯32度43分56.310秒, 東経131度52分36.330秒〕		延岡市 北浦町
定第3号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市島浦町 鼻熊地先	漁場の区域 次の基点第3号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱 ア 基点第3号から 35度 320メートルの点 イ 基点第3号から 100度1,000メートルの点 ウ 基点第3号から 160度1,000メートルの点 エ 基点第3号から 170度 630メートルの点 基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱 〔日本測地系 北緯32度39分27.087秒, 東経131度49分56.570秒 世界測地系 北緯32度39分39.380秒, 東経131度49分47.840秒〕		延岡市 島浦町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第4号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市島浦町 観音崎地先	漁場の区域 次の基点第4号、点ア、イ及び基点第4号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鉦 ア 基点第4号から180度700メートルの点 イ 基点第4号から230度700メートルの点 基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鉦 日本測地系 北緯32度39分15.418秒, 東経131度49分 1.246秒 世界測地系 北緯32度39分27.710秒, 東経131度48分52.520秒		延岡市 島浦町
定第5号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市浦城町 地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第5号から56度30分 605メートルの点 イ 基点第5号から70度 1,095メートルの点 ウ 基点第5号から87度 1,085メートルの点 エ 基点第5号から75度 510メートルの点 基点第5号の位置は次のとおり 基点第5号 延岡市浦城町ひら礁北端 日本測地系 北緯32度38分28.644秒, 東経131度46分28.801秒 世界測地系 北緯32度38分40.937秒, 東経131度46分20.092秒		延岡市 浦城町 安井町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第6号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市安井町 地先	漁場の区域 次の基点第6号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第6号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋌 ア 基点第6号から315度 300メートルの点 イ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 ウ 基点第6号から105度の見通線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 エ 基点第6号から140度の見通線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋌 日本測地系 北緯32度36分54.118秒, 東経131度46分33.525秒 世界測地系 北緯32度37分 6.420秒, 東経131度46分24.820秒		延岡市 浦城町 安井町
定第7号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	延岡市赤水町 地先	漁場の区域 次の基点第7号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第7号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 ア 基点第7号から317度300メートルの点 イ 基点第7号から 20度800メートルの点 ウ 基点第7号から 70度800メートルの点 エ 延岡市赤水町名水荒神礁南端 基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端 日本測地系 北緯32度30分13.274秒, 東経131度43分22.282秒 世界測地系 北緯32度30分0.942秒, 東経131度43分30.956秒		延岡市 土々呂町 鯛名町 赤水町 松原町 櫛津町 妙見町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
定第8号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	1月1日から 12月31日まで	日向市大字細 島飛島地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点 基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ 日本測地系 北緯32度25分18.893秒, 東経131度41分32.999秒 世界測地系 北緯32度25分31.247秒, 東経131度41分24.344秒		日向市 大字細島
定第9号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年7月31日 まで	日南市南郷町 大字中村乙字 大島地先	漁場の区域 次の基点第9号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第9号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 ア 基点第9号から11度150メートルの点 イ 点アから 60度650メートルの点 ウ 点エから 120度650メートルの点 エ 基点第9号から170度150メートルの点 基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁 日本測地系 北緯31度31分33.306秒, 東経131度25分9.476秒 世界測地系 北緯31度31分45.943秒, 東経131度25分1.033秒		日南市 南郷町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
第10号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年7月31日 まで	串間市大字市 木築島地先	漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第10号から 0度 30メートルの点 イ 基点第10号から 60度 800メートルの点 ウ 基点第10号から 130度 800メートルの点 エ 基点第10号から 180度 30メートルの点 基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリ口の沖の瀬（通称ジュウシン） 〔 日本測地系 北緯31度28分24.980秒，東経131度23分39.689秒 世界測地系 北緯31度28分37.645秒，東経131度23分31.254秒 〕		串間市 大字市木
第11号	定置漁業	ぶり雑魚 定置漁業	10月1日から 翌年6月30日 まで	串間市大字大 納野々杵地先	漁場の区域 次の基点第11号、点ア、イ、ウ及び基点第11号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第11号 串間市大字大納野々杵八幡ブリ岩 ア 基点第11号から 30度 200メートルの点 イ 点アから 40度 1,000メートルの点 ウ 基点第11号から 90度 1,000メートルの点 基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納野々杵八幡ブリ岩 〔 日本測地系 北緯31度22分48.396秒，東経131度20分32.237秒 世界測地系 北緯31度22分35.700秒，東経131度20分40.649秒 〕		串間市 大字大納